

# 土砂流出防止林整備事業

町内会・自治会及び市民団体が、防災・減災を目的とした森林整備を行う活動に要する経費を助成します。

平成26年8月20日に広島市で発生した豪雨災害は、多数の死傷者が発生するとともに建物の損壊や公共施設が被災するなど、安佐北区・安佐南区を中心に甚大な被害をもたらしました。

土砂災害から市民の生命や財産を守り安全・安心に暮らすためには、森林機能の回復・向上による山腹斜面の安定化が必要です。また、地域の森林の状況を住民自らが知り、災害の危険性を把握するなど、地域住民による自主的な防災・減災への取組が不可欠です。

このため、土砂災害等のおそれがある区域及びその上流に位置する里山林等を対象に、地表植生の回復や樹木の健全な生長を目的とした除・間伐などの森林整備を行い、災害に強い森林を整備するとともに、地域住民が森林の状況を把握できるよう、森林を巡視するための歩道などを整備し、地域住民による自主的な森林管理の推進や防災意識の向上を図る整備に要する経費へ助成を行います。

## 対象となる団体(事業実施主体)

- (1) 事業を実施する地域の町内会及び自治会
- (2) 事業を実施する地域の町内会・自治会の承諾を得ている団体



## 事業実施箇所の採択

### (1) 事業の実施箇所決定方法

事業の実施主体は、原則、上記の団体（以下「町内会等」という。）とします。町内会等において、森林所有者の森林整備への同意及び、市、森林所有者と事業実施主体が締結する森林整備協定の取りまとめなどを行い、取りまとめが整った箇所から事業を実施します。（但し、実施箇所の採択要件に適合するかどうか、区役所との事前協議が必要です。）

### (2) 事業実施箇所の採択要件

次のいずれかを満たすことが条件です。

- ① 土砂災害防止法に定める土砂災害警戒区域内の森林及びその区域の上流に位置する森林
- ② その他市長が必要と認める森林

次の①～④のすべてを満たすことが条件です。

#### 《里山林》

- ① 住宅地、農地、公園等市民の生活空間に隣接した箇所で、隣接する空間の利用目的により公共的要素が強い里山であること。
- ② 1箇所につき、奥行30m以上、幅30m以上のほぼ連続する森林であること。
- ③ 本市、森林所有者と事業実施主体の間で、10年間の協定（転用、皆伐制限等）が締結されること。
- ④ 整備後の維持管理を適切に行うこと。

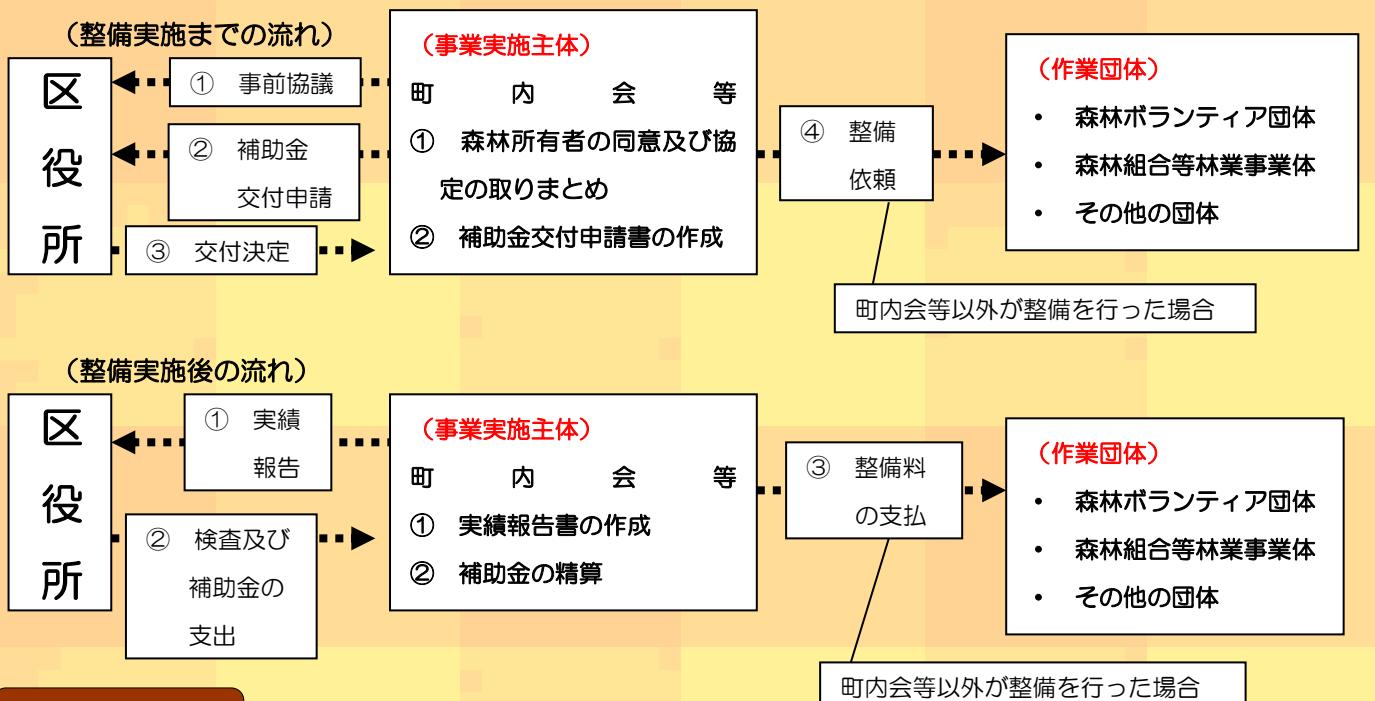
#### 《人工林》

- ① 分収林契約を締結していない人工林であること。
- ② 1箇所につき、奥行30m以上、幅30m以上のほぼ連続する森林であること。
- ③ 本市、森林所有者と事業実施主体との間で、10年間の協定（転用、皆伐制限等）が締結されること。
- ④ 整備後の維持管理を適切に行うこと。

## 整備の実施

事業の実施主体（森林所有者の同意取得や交付申請などの事務手続きを行う）は町内会等ですが、実際に整備作業を行う団体（以下「作業団体」という。）は、町内会等以外でも構いません。

### 事業実施の流れ



### 補助金の額

区分	区分	作業の内容	補助単価
里山林	3型	① 林内の草刈及び地際直径8cm未満の全ての雑木の伐採 ② 地際直径8cm以上の上層木の30%（本数）以上の伐採 ③ つる切り及び伐採木の整理（棚積み）	1,229,000円/ha
	4型	① 林内の草刈及び地際直径8cm未満の全ての雑木の伐採 ② 地際直径8cm以上の上層木の50%（本数）以上の伐採 ③ つる切り及び伐採木の整理（棚積み）	1,410,000円/ha
人工林	玉切あり	単木抜き切り（概ね間伐率30%以上）	319,000～575,000円/ha
付帯施設		簡易な木製構造物の設置	3,700円/m
		巡視路の整備	2,090円/m

\*補助金の単価は整備地の状況により変わることがあります。

### 問い合わせ先

内容で不明な点等ありましたら、遠慮なくお問い合わせください。



広島市役所経済観光局農林水産部農林整備課

（〒730-8586 広島市中区国泰寺町1-6-34）

T E L 082-504-2249 (ダイヤルイン)

F A X 082-504-2259

E-mail [nourin@city.hiroshima.lg.jp](mailto:nourin@city.hiroshima.lg.jp)